

問 合 せ 先	国家公務員倫理審査会事務局 首席参事官 遠山 義和 倫理企画官 井上 勉 電話 03-3581-5344 (直通)
------------------	--

## 公務員倫理に関するアンケート調査結果について

平成19年3月8日  
人 事 院  
国家公務員倫理審査会

国家公務員倫理審査会では、市民モニター及び有識者モニターから、公務員倫理についての意見・評価等を聴取し、国家公務員の倫理の保持のための施策を検討する際の参考とするため、それぞれに対するアンケート調査を行った。

その主な結果は、別添のとおりである。

### アンケート調査の概要

#### ◇ 調査対象

- ① 市民モニター：広く国民の中から募集している国家公務員に関するモニター※<sup>1</sup> 500人
- ② 有識者モニター：全国の各界有識者に委嘱している公務員倫理モニター※<sup>2</sup> 200人

#### ◇ 調査時期

平成18年11月

#### ◇ 回答状況

- ① 市民モニター：回答者数 472人 (回答率 94.4%)
- ② 有識者モニター：回答者数 189人 (回答率 94.5%)

※1 人事院は、平成11年度より広く国民の中から国家公務員に関するモニターを募集し、応募者の中から年代、性別、地域等を考慮して選定した500人(20代以上各年代100人ずつ；男女半々；全国各地域別；自営業、会社員、パート、学生、主婦、無職等)に対してアンケート調査を実施している。

※2 国家公務員倫理審査会は、平成14年度より各界有識者(企業経営者、地方自治体の長、学識経験者、新聞社論説委員、労働組合役員、市民団体関係者等)200人に公務員倫理モニターを委嘱し、アンケート調査を実施している。

# アンケート調査結果のポイント

## 1 国家公務員の倫理の保持の状況 ー市民モニターの方が厳しい見方

過去1年ほどの国家公務員の幹部職員、一般職員それぞれの倫理の保持の状況について質問したところ、市民モニターでは、「変わらない」、「少し悪くなっている」、「悪くなっている」と厳しい見方をしている者が約7割であった。(別添1ページ)

(参考) 有識者モニターでは、約6割であった。

## 2 倫理法・倫理規程の施行後約7年間の効果

### ① 国家公務員の倫理意識の変化

ー市民モニターの6割が「向上していない」と否定的な回答

倫理法・倫理規程によって、国家公務員の倫理意識が向上したと思うか質問したところ、市民モニターは、約6割が「そう思わない」又は「あまりそう思わない」と否定的な回答をした。(別添2ページ)

(参考) 有識者モニターは、約8割が「そう思う」又は「ある程度そう思う」と肯定的な回答をした。

### ② 国家公務員に対する国民の信頼感への影響

ー市民モニターの6割が「信頼は高まらなかった」と否定的な回答

市民モニターに対して、倫理法・倫理規程によって国家公務員に対する信頼が高まったか質問したところ、約6割が「全く高まらなかった」又は「あまり高まらなかった」と否定的な回答をした。(別添3ページ)

(参考) 有識者モニターに対して、倫理法・倫理規程は、国家公務員に対する国民の信頼の維持・向上にどの程度寄与したと思うか質問したところ、約7割が「大いに寄与した」又は「ある程度寄与した」と肯定的な回答をした。

## 3 倫理規程の行為規制に対する評価

ー市民モニターと有識者モニターの7割が「妥当」と回答

市民モニターに対して、国家公務員と職務上の利害関係者との間の行為規制について質問したところ、約7割が「妥当である」と回答した。(別添4ページ)

(参考) 有識者モニターに対して、行為規制の将来的な在り方について質問したところ、約7割が「将来的にも、現在の内容でよい」と回答した。

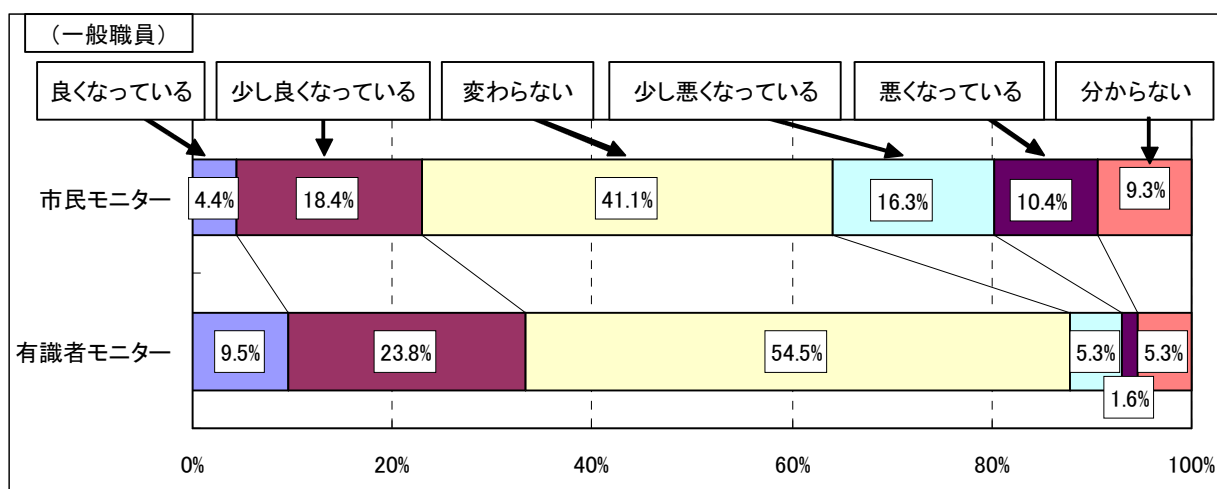
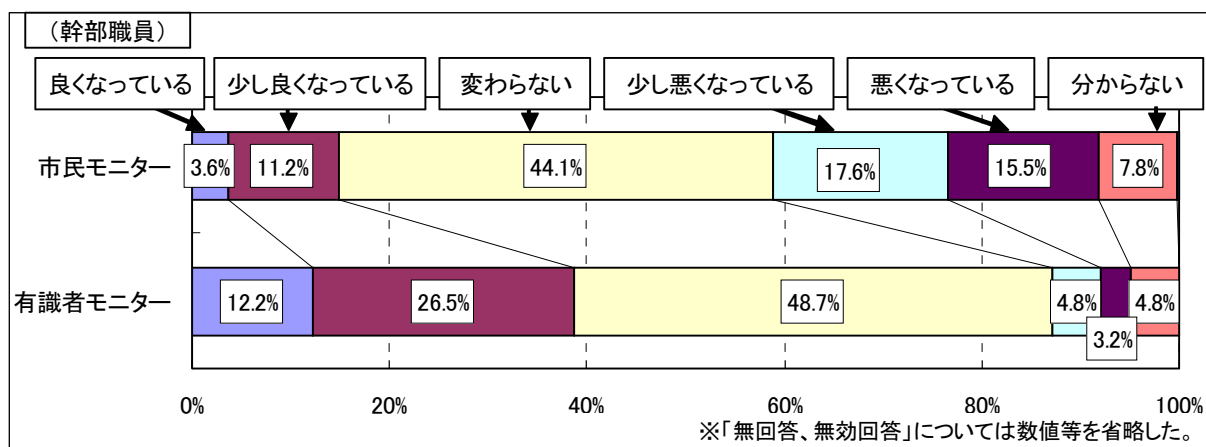
### 1 国家公務員の倫理の保持の状況 - 市民モニターの方が厳しい見方

過去1年ほどの国家公務員の幹部職員、一般職員それぞれの倫理の保持の状況について質問したところ、市民モニターでは、「変わらない」、「少し悪くなっている」、「悪くなっている」と厳しい見方をしている者が約7割（幹部職員：77.2%、一般職員：67.8%）であった。

(参考)

有識者モニターでは、「変わらない」、「少し悪くなっている」、「悪くなっている」と厳しい見方をしている者が約6割（幹部職員：56.7%、一般職員：61.4%）であった。

問 過去1年ほどの国家公務員の倫理の保持の状況をどのように思いますか。幹部職員、一般職員のそれぞれについてお答えください。



## 2 倫理法・倫理規程の施行後約7年間の効果

### ① 国家公務員の倫理意識の変化

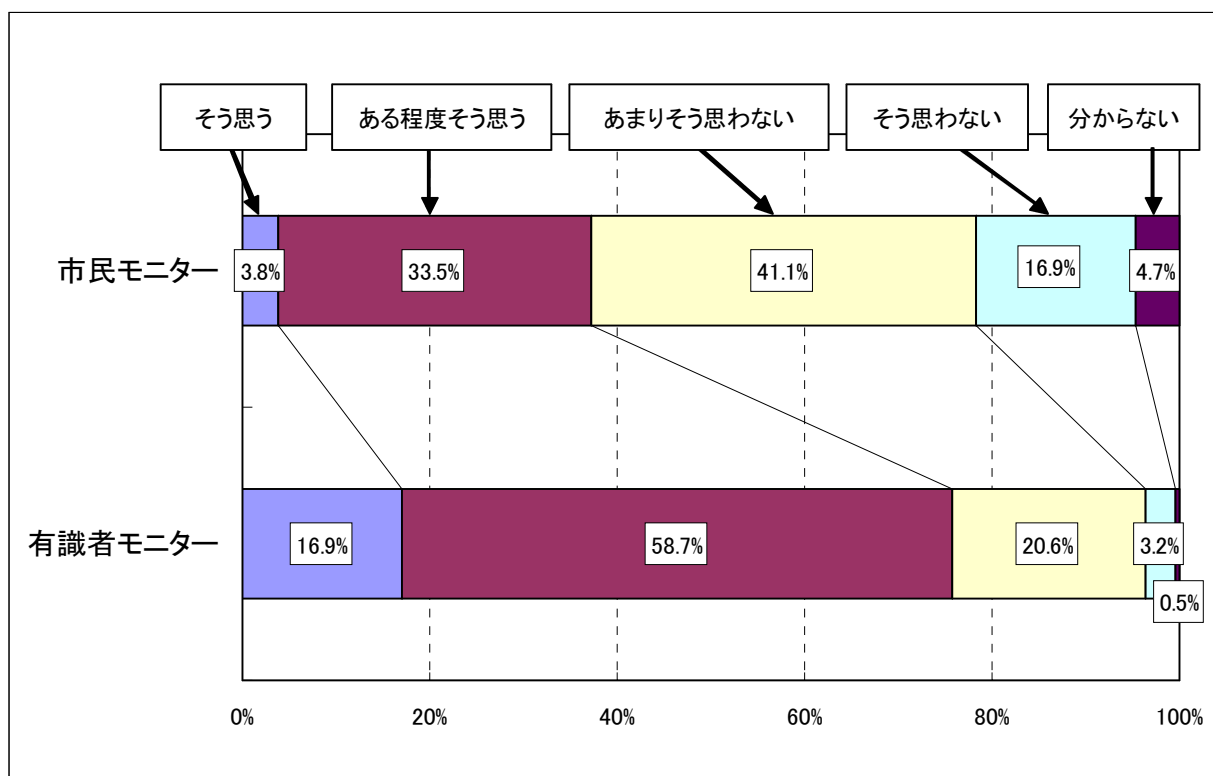
－市民モニターの6割が「向上していない」と否定的な回答

倫理法・倫理規程によって、国家公務員の倫理意識が向上したと思うか質問したところ、市民モニターは、「そう思わない」(16.9%)、「あまりそう思わない」(41.1%)を合わせると約6割(58.0%)が否定的な回答をし、「そう思う」(3.8%)、「ある程度そう思う」(33.5%)と回答したのは約4割(37.3%)であった。

(参考)

有識者モニターは、「そう思う」(16.9%)、「ある程度そう思う」(58.7%)を合わせると約8割(75.6%)が肯定的な回答をし、「そう思わない」(3.2%)、「あまりそう思わない」(20.6%)と回答したのは約2割(23.8%)であった。

問 倫理法・倫理規程によって、国家公務員の倫理意識が向上したと思いますか。



② 国家公務員に対する国民の信頼感への影響

－ 市民モニターの6割が「信頼は高まらなかった」と否定的な回答

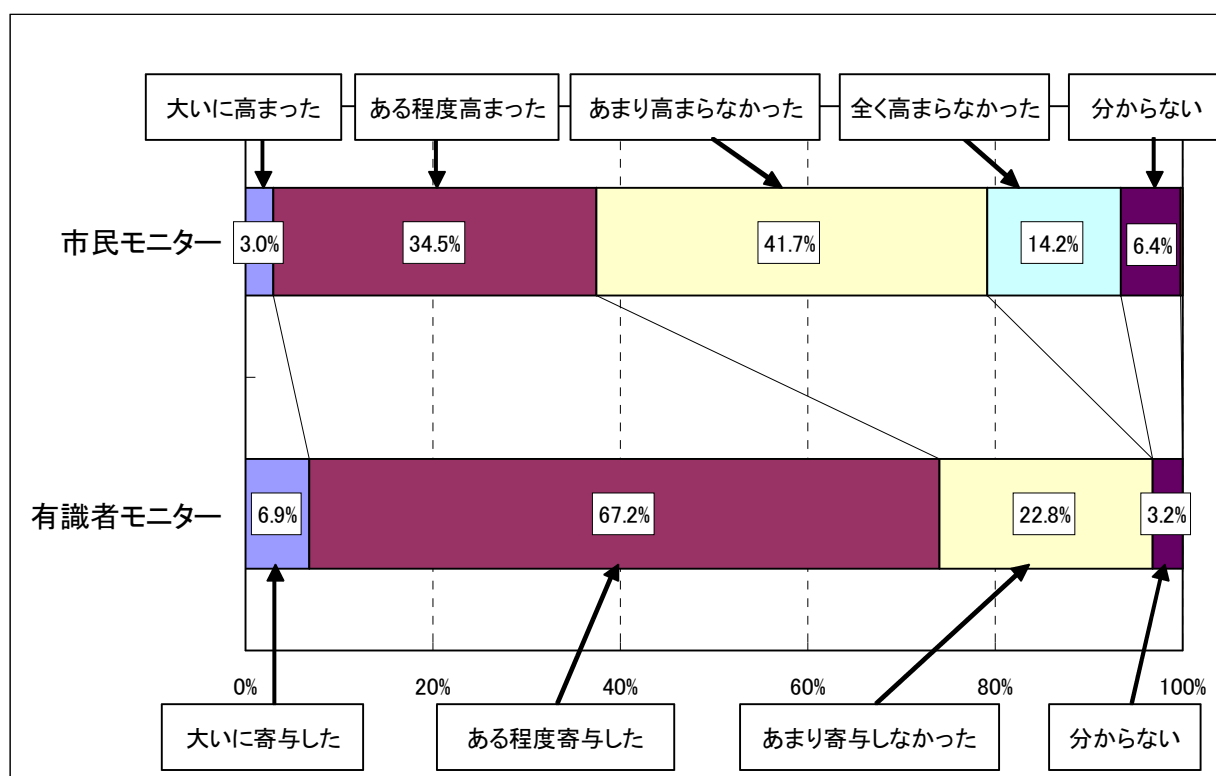
市民モニターに対して、倫理法・倫理規程によって国家公務員に対する信頼が高まったか質問したところ、「全く高まらなかった」(14.2%)、「あまり高まらなかった」(41.7%)を合わせると約6割(55.9%)が否定的な回答をし、「大いに高まった」(3.0%)、「ある程度高まった」(34.5%)と回答したのは約4割(37.5%)であった。

(参考)

有識者モニターに対して、倫理法・倫理規程は、国家公務員に対する国民の信頼の維持・向上にどの程度寄与したと思うか質問したところ、「大いに寄与した」(6.9%)、「ある程度寄与した」(67.2%)を合わせて約7割(74.1%)が肯定的な回答をし、「あまり寄与しなかった」は約2割(22.8%)であった(「全く寄与しなかった」との回答はなかった)。

問 倫理法・倫理規程によって、国家公務員に対する信頼は高まりましたか。(市民モニター)

※ 有識者モニターに対する問は、「倫理法・倫理規程は、国家公務員に対する国民の信頼の維持・向上にどの程度寄与したと思いますか」。



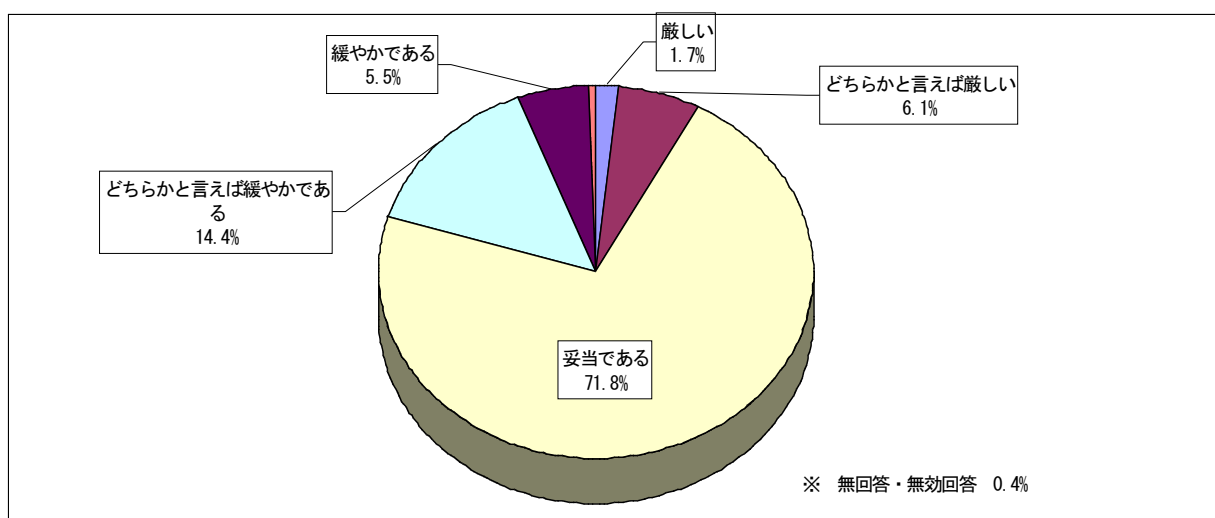
### 3 倫理規程の行為規制に対する評価

#### －市民モニターと有識者モニターの7割が「妥当」と回答

市民モニターに対して、国家公務員が職務上の利害関係者との間で行う行為等について規制している国家公務員倫理規程の行為規制について質問したところ、「妥当である」が最も多く約7割（71.8%）であった。

「緩やかである」、「どちらかと言えば緩やかである」は合わせると約2割（19.9%）に達し、「厳しい」、「どちらかと言えば厳しい」の約1割（7.8%）を上回った。

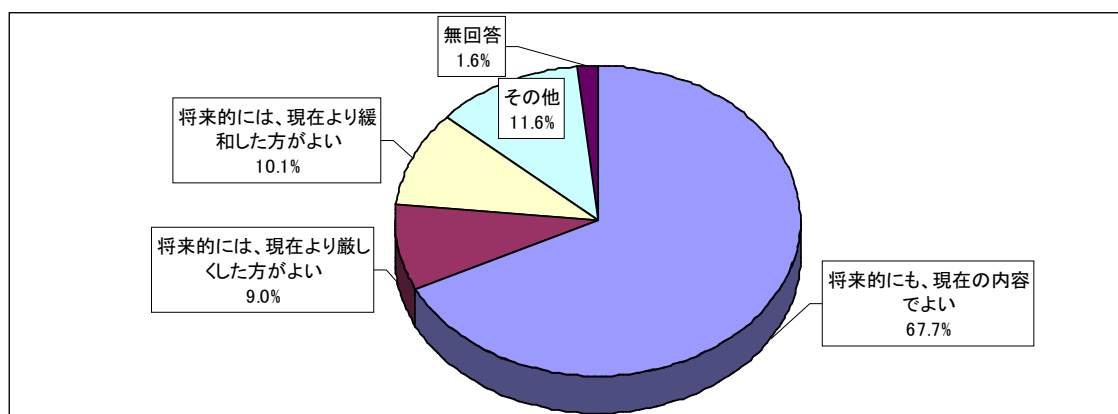
問 倫理規程で定められている行為規制の内容全般について、どのように思いますか。



(参考)

有識者モニターに対して、国家公務員が職務上の利害関係者との間で行う行為等について規制している国家公務員倫理規程の行為規制の将来的な在り方について質問したところ、「将来的にも、現在の内容でよい」という回答が最も多く約7割（67.7%）に達し、「将来的には、現在より緩和した方がよい」（10.1%）と「将来的には、現在より厳しくした方がよい」（9.0%）という回答は、それぞれ約1割であった。

問 倫理規程に定められている行為規制の将来的な在り方についてどう思いますか。



## 公務員倫理に関するアンケート調査結果

- ・ 国家公務員に関するモニター（市民モニター）
- ・ 公務員倫理モニター（有識者モニター）

① 国家公務員に関するモニター(市民モニター)へのアンケート調査結果

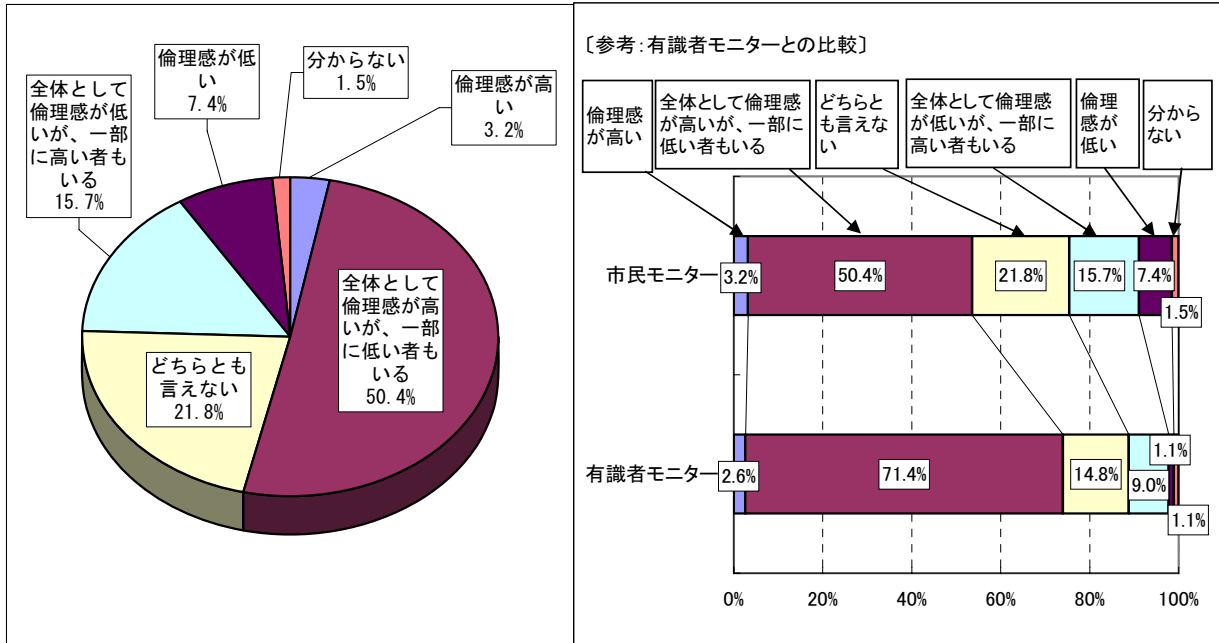
○調査対象 国家公務員に関するモニター500人

○調査時期 平成18年11月

○回答状況 回答者数472人 回答率94.4%

【倫理保持の状況について】

図1 国家公務員の倫理感について、現在、どのような印象をお持ちですか。



【参考:過去の調査結果との比較】

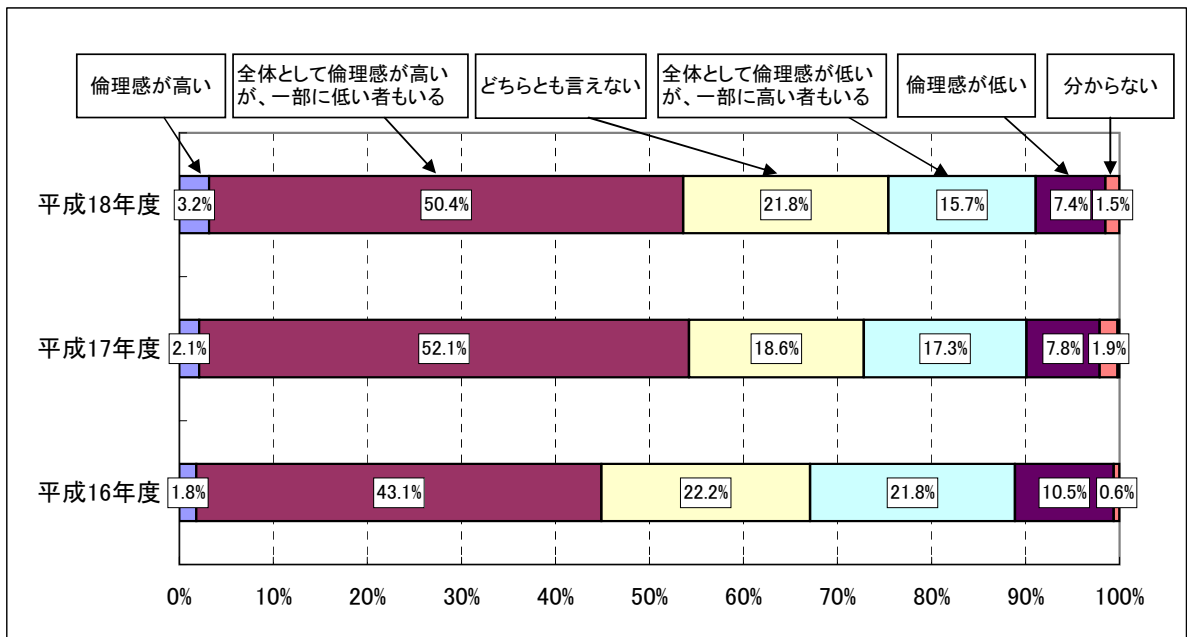
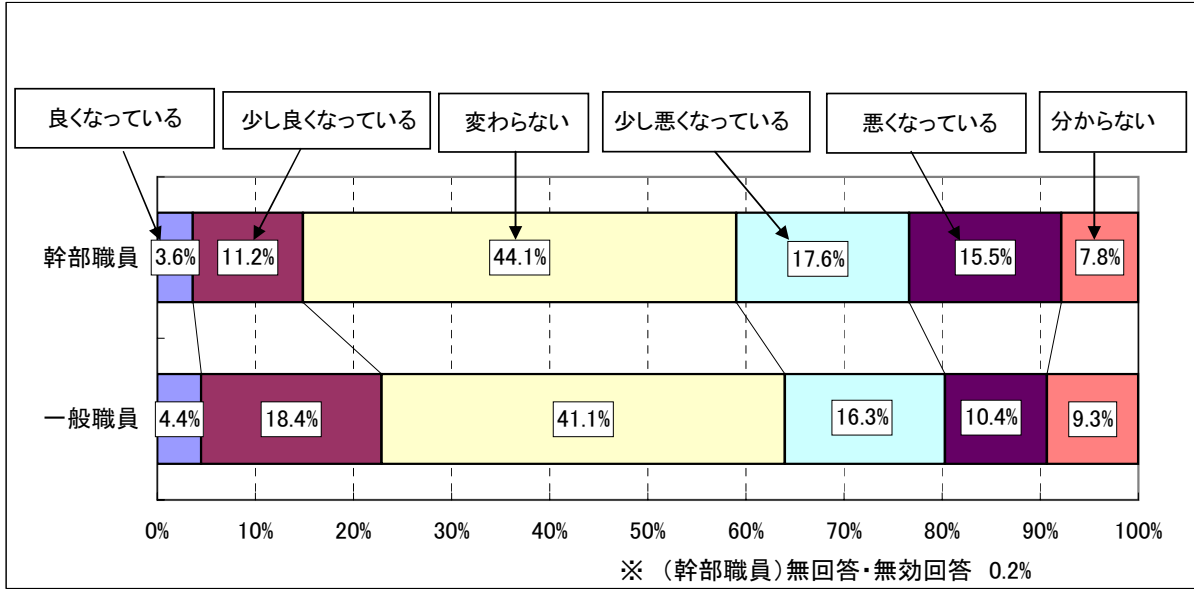
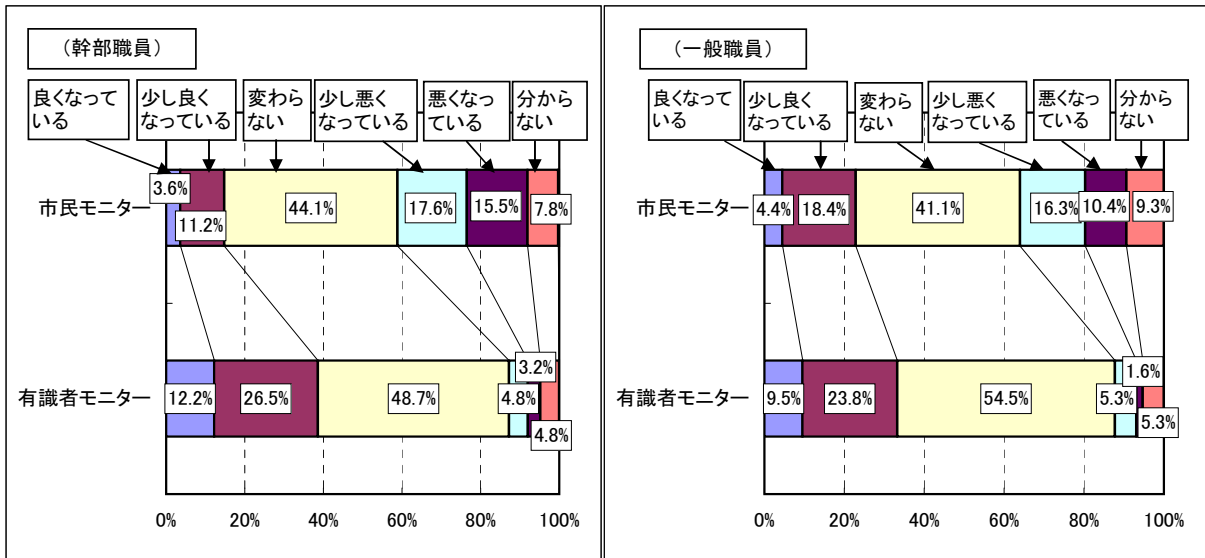




図2 過去1年ほどの国家公務員の倫理の保持の状況をどのように思いますか。  
幹部職員、一般職員のそれぞれについてお答えください。



[参考: 有識者モニターとの比較]



[参考: 過去の調査結果との比較]

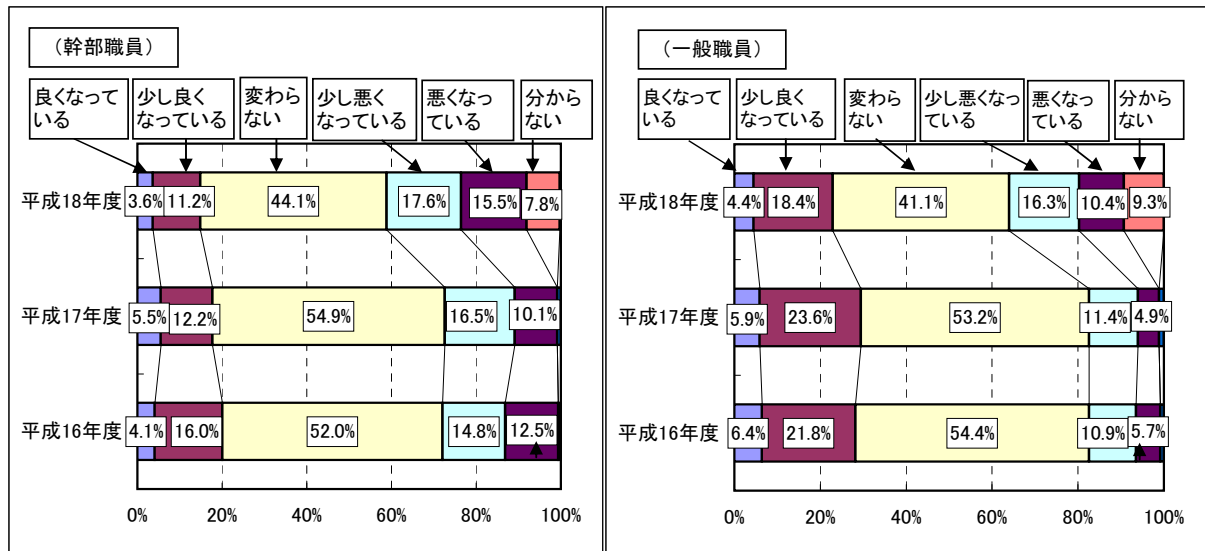
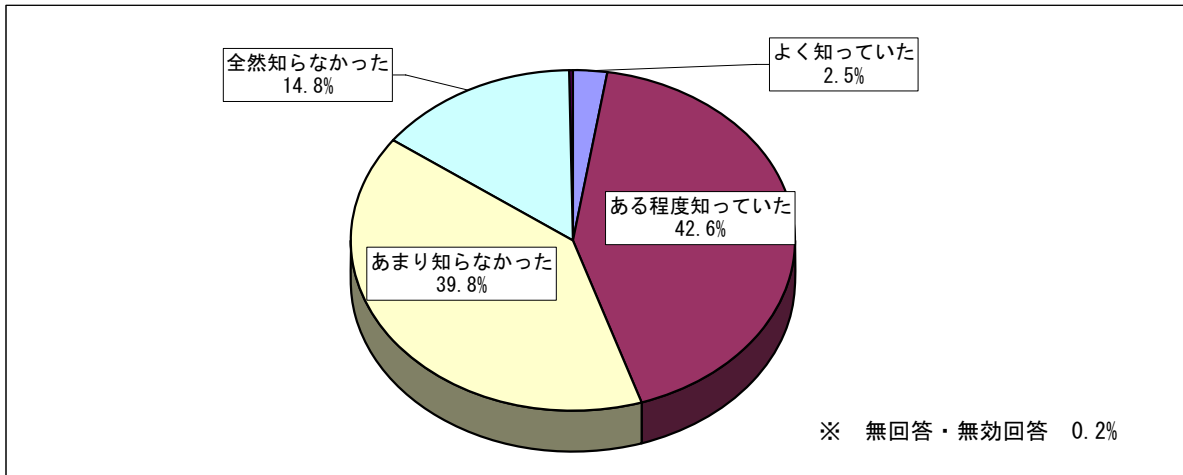


図3 このアンケートが届く以前、倫理規程の内容について、どの程度御存知でしたか。



〔過去の調査結果との比較〕

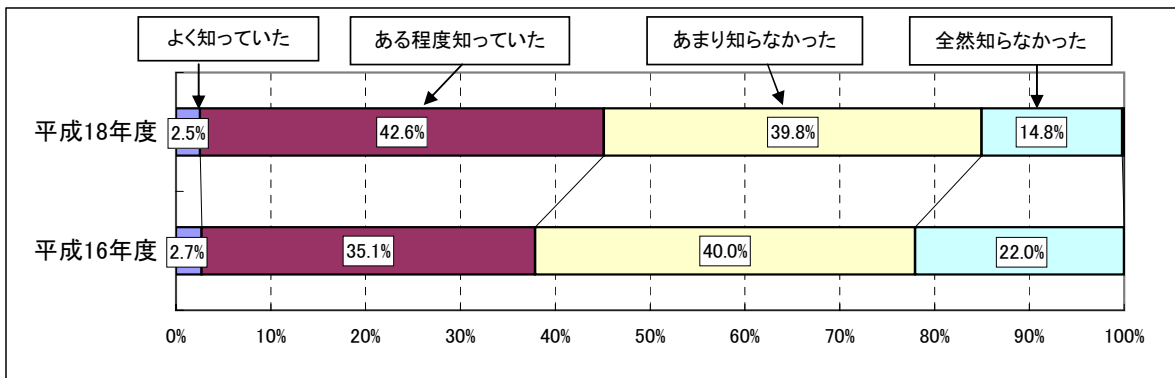
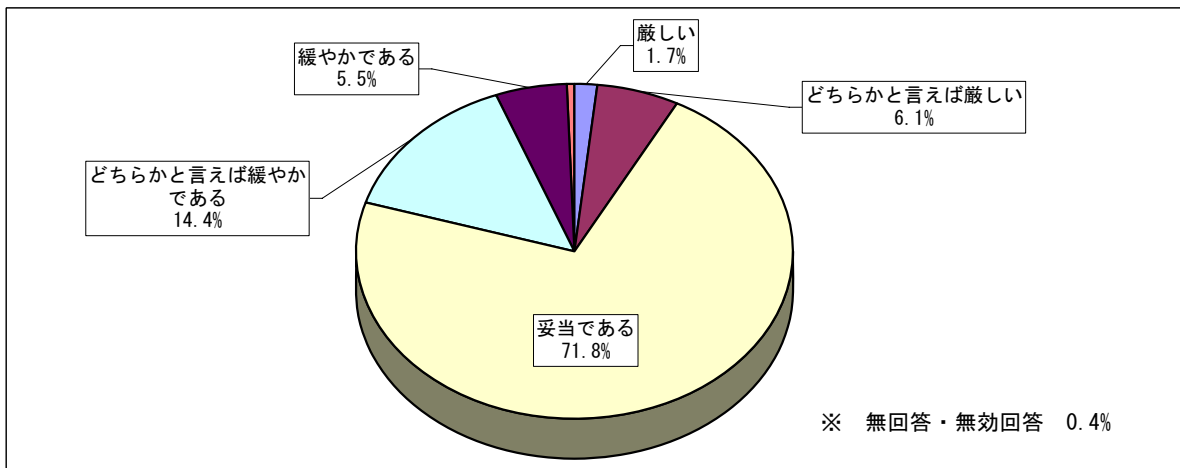


図4 倫理規程で定められている行為規制の内容全般について、どのように思いますか。



〔過去の調査結果との比較〕

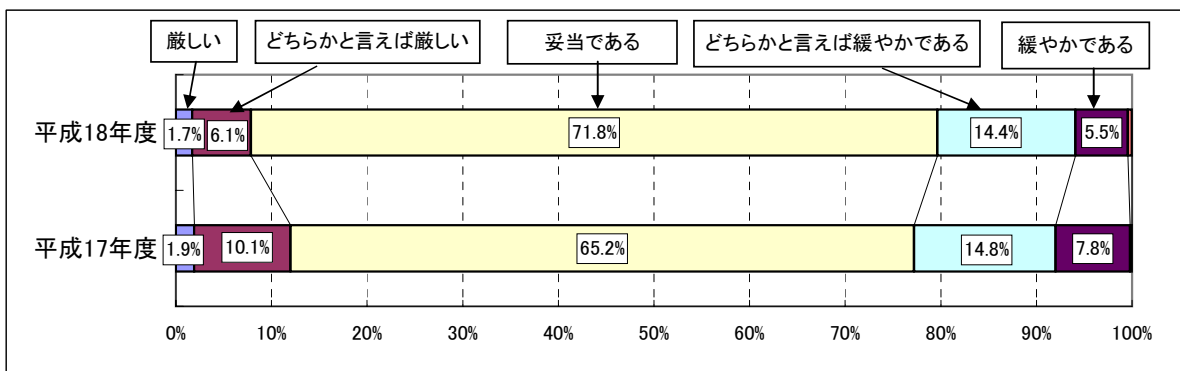
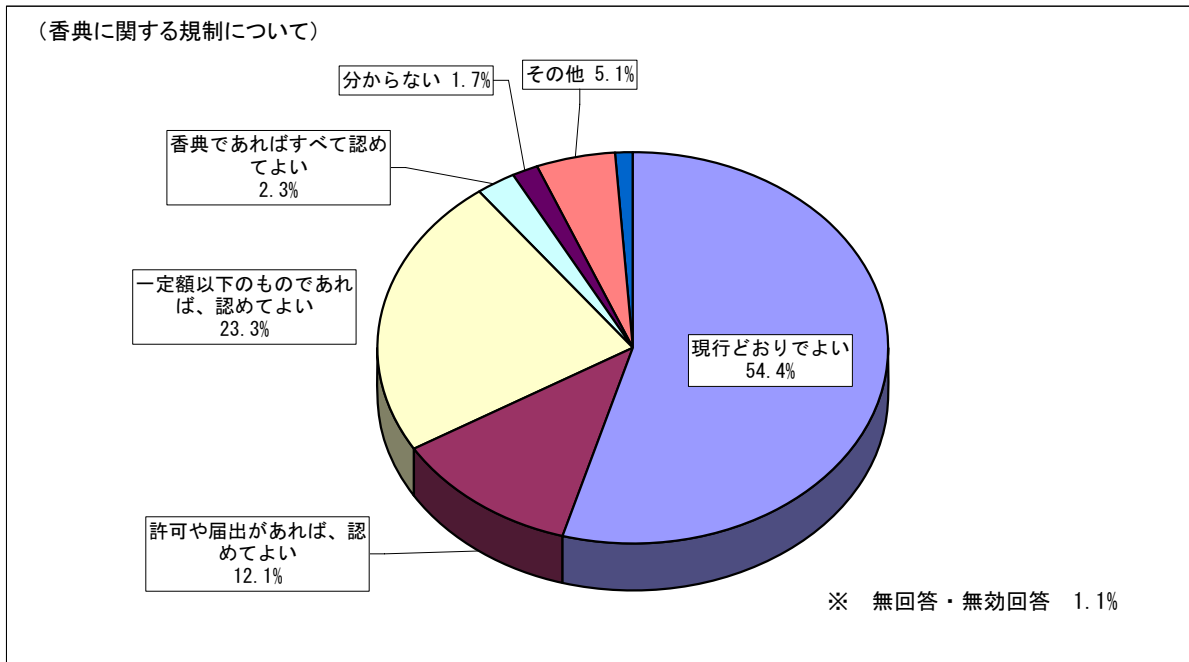


図5 倫理規程では、利害関係者から「金銭・物品の贈与」を受けることが禁止されており、香典を受け取ることも禁止されています（私的な関係がある場合や、親族の葬儀に際し、亡くなった親族との関係に基づいた通常の社会儀礼の範囲内の香典の場合等については、受け取ることが認められています）。これは、過去において、公務員の親族の葬儀に際して全国の業者に通知が送付され、香典を名目として極めて多額の現金が集められた事例等を踏まえての規制ですが、一方で、「香典は通常一般に行われている社会儀礼であり、これを禁止されては地域的な付き合いが不自由となり、厳しすぎるのではないか。」との意見もあります。  
 このような意見を踏まえ、利害関係者からの香典の受領禁止についてどのように思いますか。



[参考:過去の調査結果との比較]

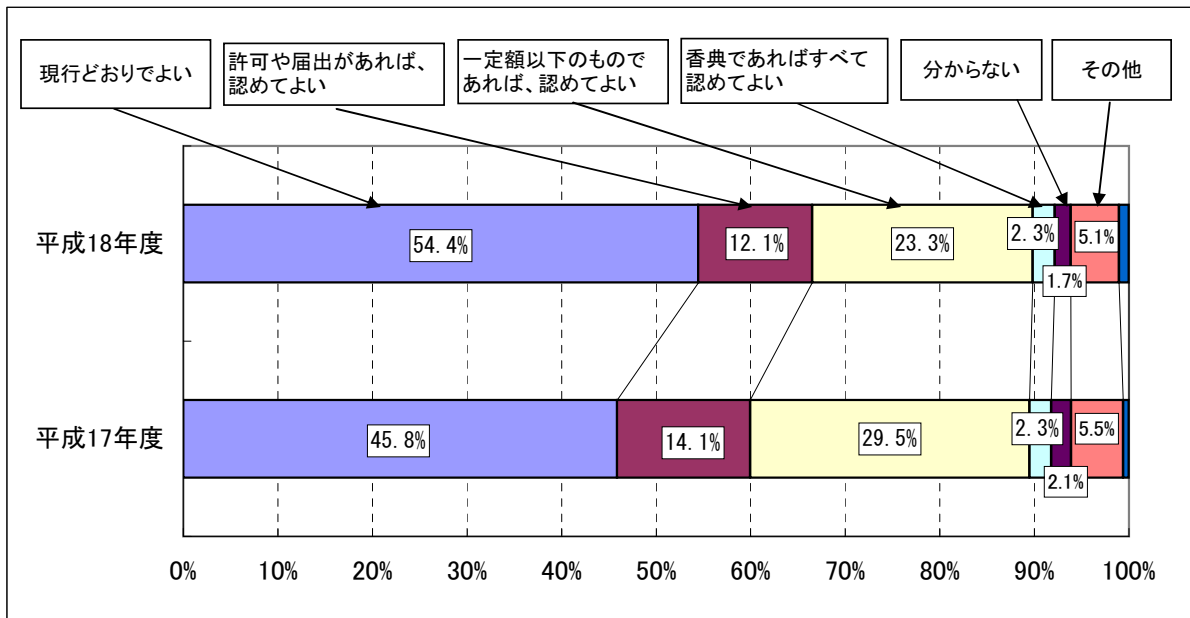
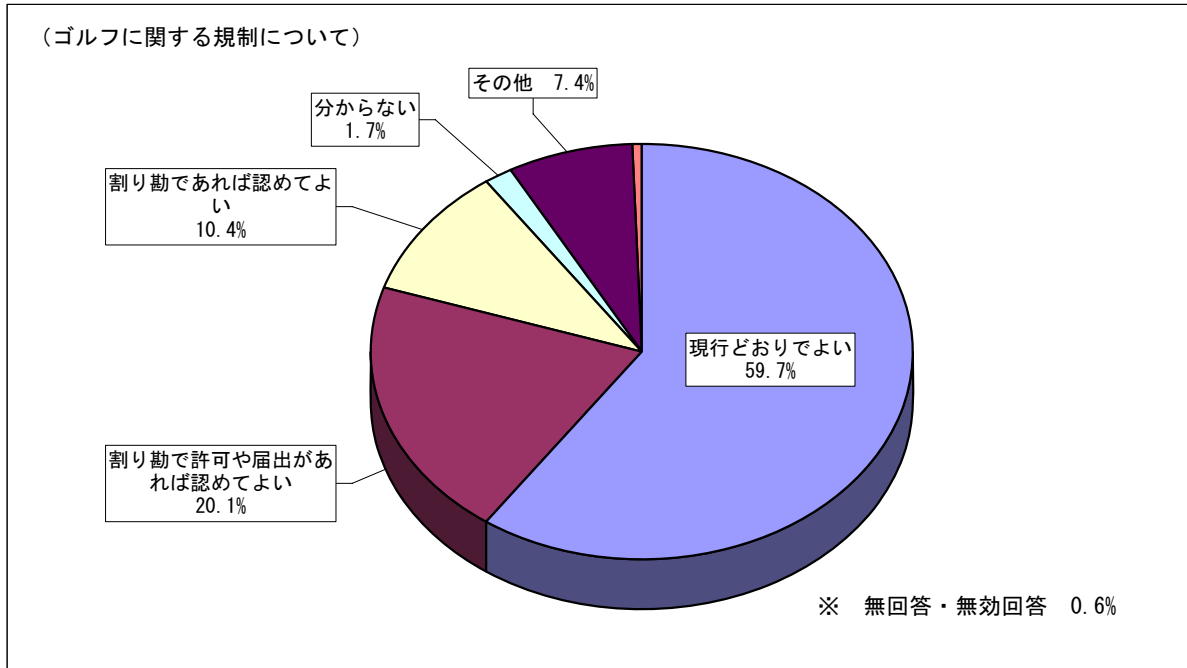


図6 倫理規程では、自己費用負担(割り勘)であっても利害関係者と共にゴルフをすることが禁止されています。これは、ゴルフが過去の不祥事件で過剰接待の典型的なものであったことから、仮に自己費用負担(割り勘)であっても、国民の疑惑や不信を招くおそれがあることを踏まえての規制であり、また、最近の不祥事でも、利害関係者の負担でゴルフ旅行へ行った事案が発覚しているところです。一方で、「ゴルフは健全なスポーツであり、禁止行為から除外すべきではないか」との意見もあります。  
 このような意見を踏まえ、この規制内容についてどのように思いますか。



[参考:過去の調査結果との比較]

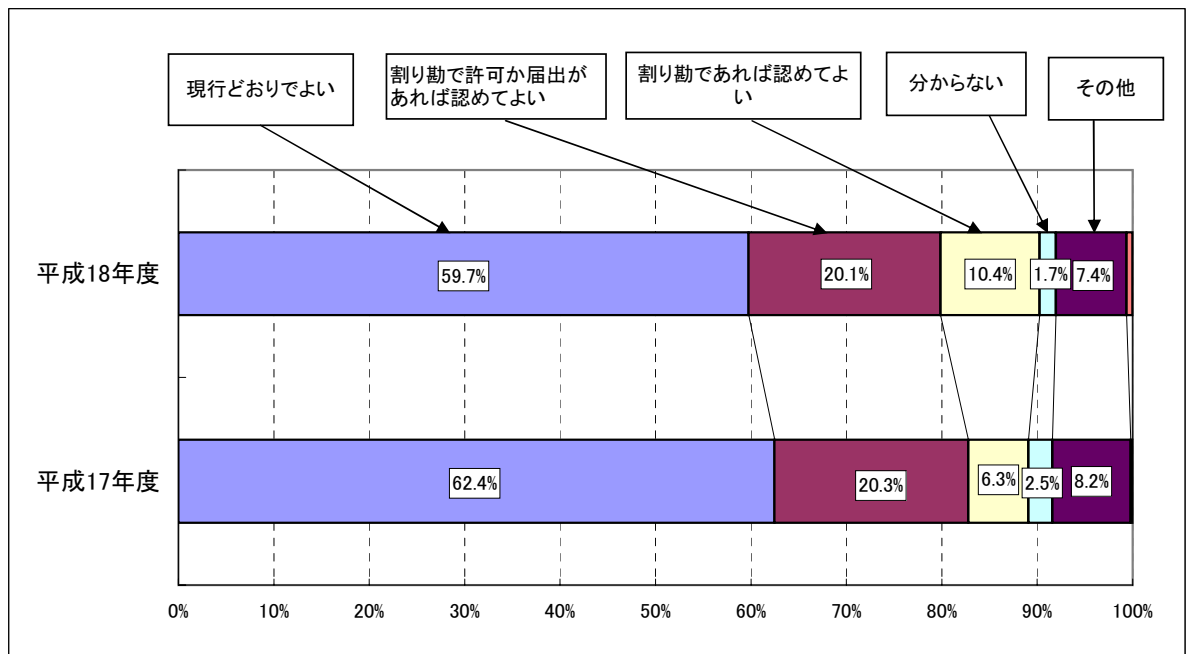


図7 倫理法・倫理規程によって、国家公務員の倫理意識が向上したと思いますか。

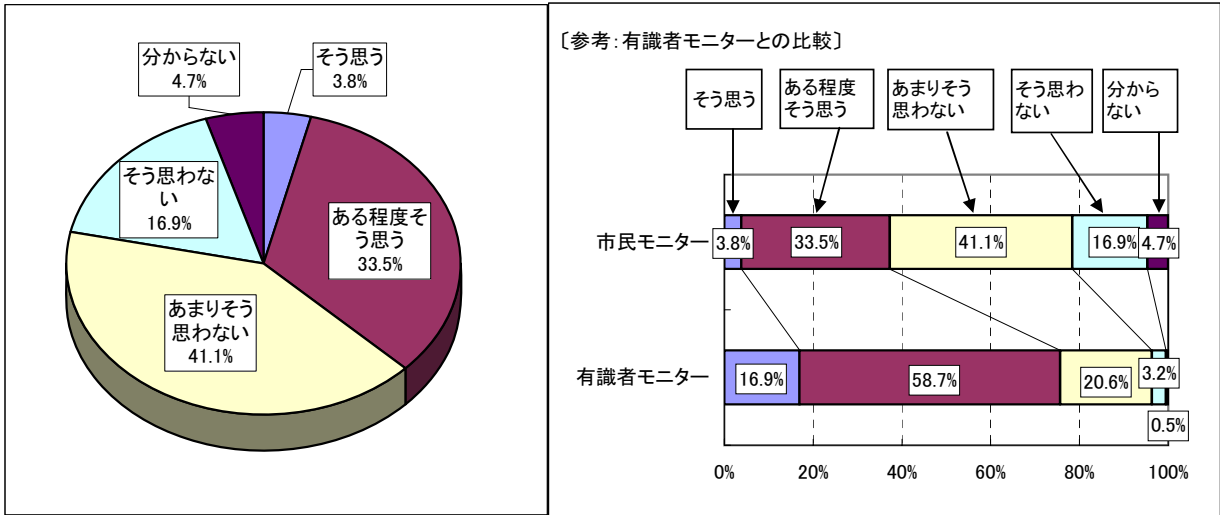


図8 倫理法・倫理規程によって、国家公務員が問題となる接待や贈与を受けなくなったと思いますか。

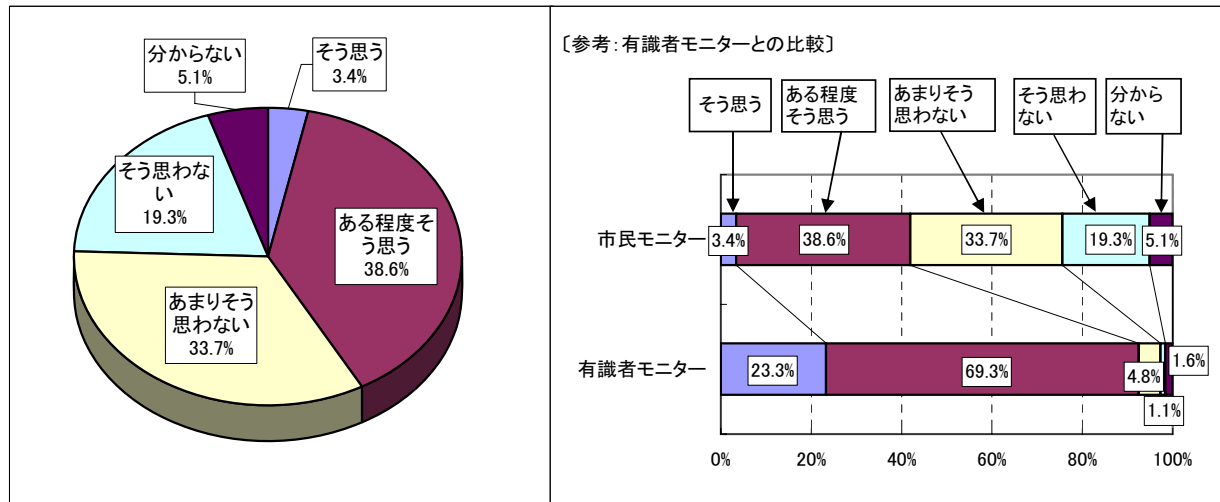


図9 倫理法・倫理規程によって、行政と民間企業等との間の情報収集、意見交換等は割り勘で行われるなど適切な形でされるようになったと思いますか。

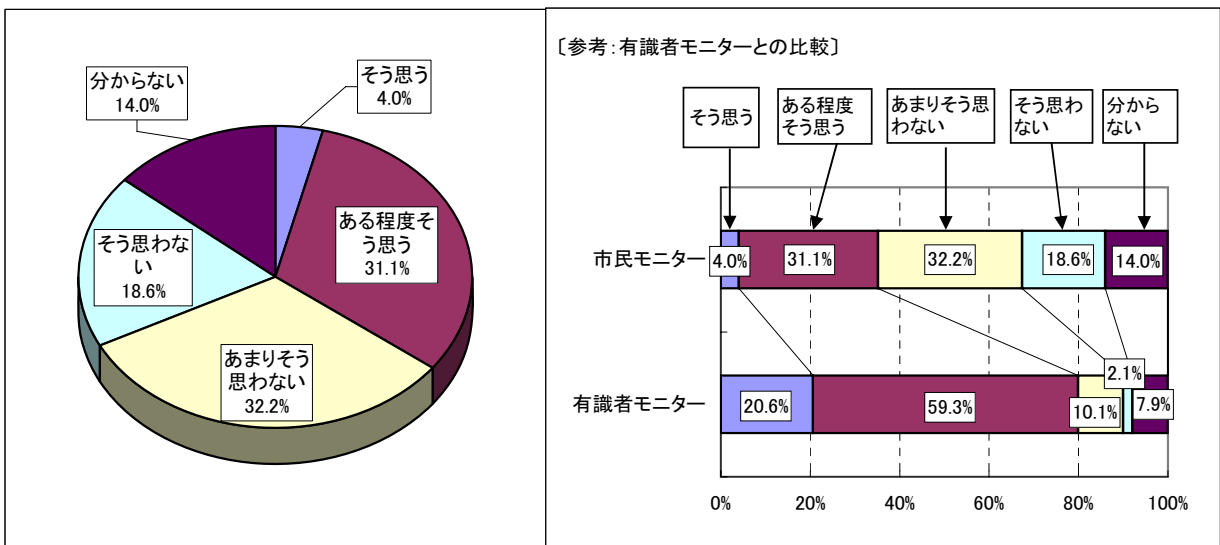


図10 倫理法・倫理規程によって、国家公務員が萎縮したと思いますか。

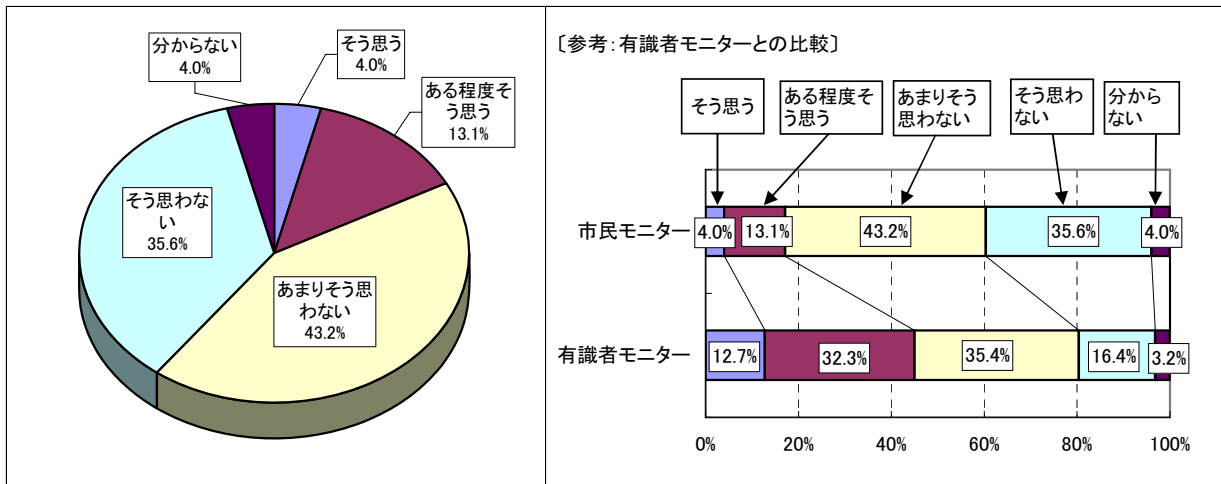


図11 倫理法・倫理規程によって、行政と民間企業等との間の情報収集、意見交換等に支障が生じたと思いますか。

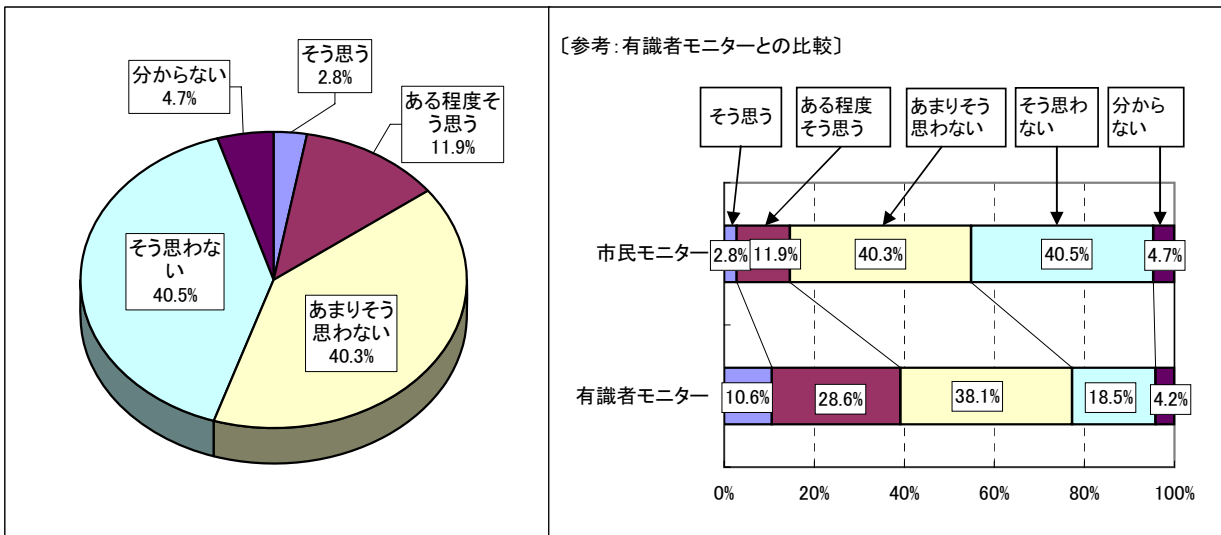


図12 倫理法・倫理規程によって、国家公務員との接触や交際が煩わしくなったと思いますか。

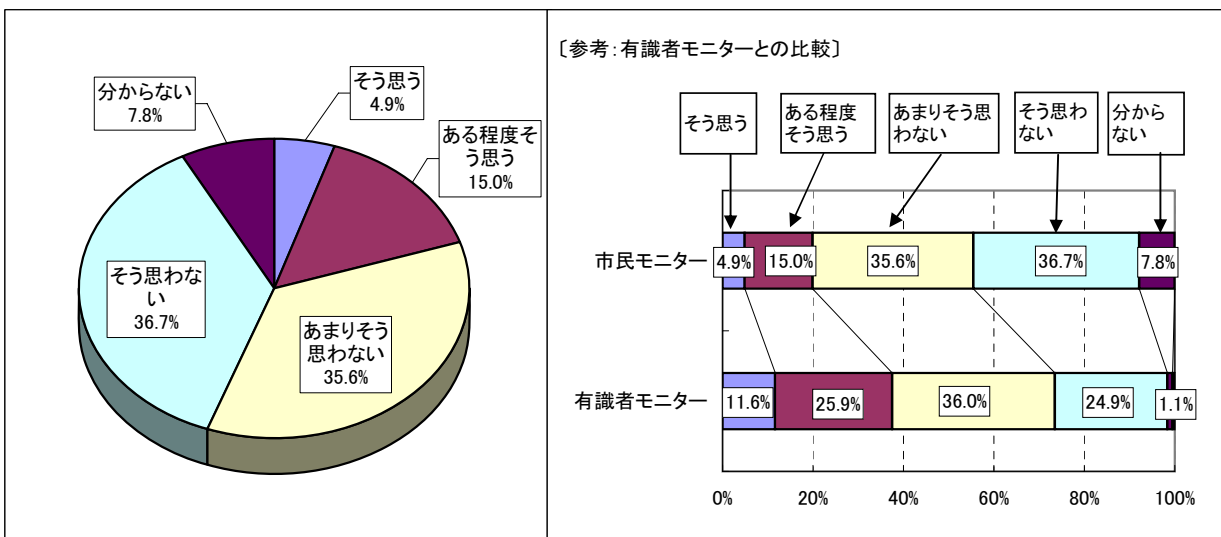
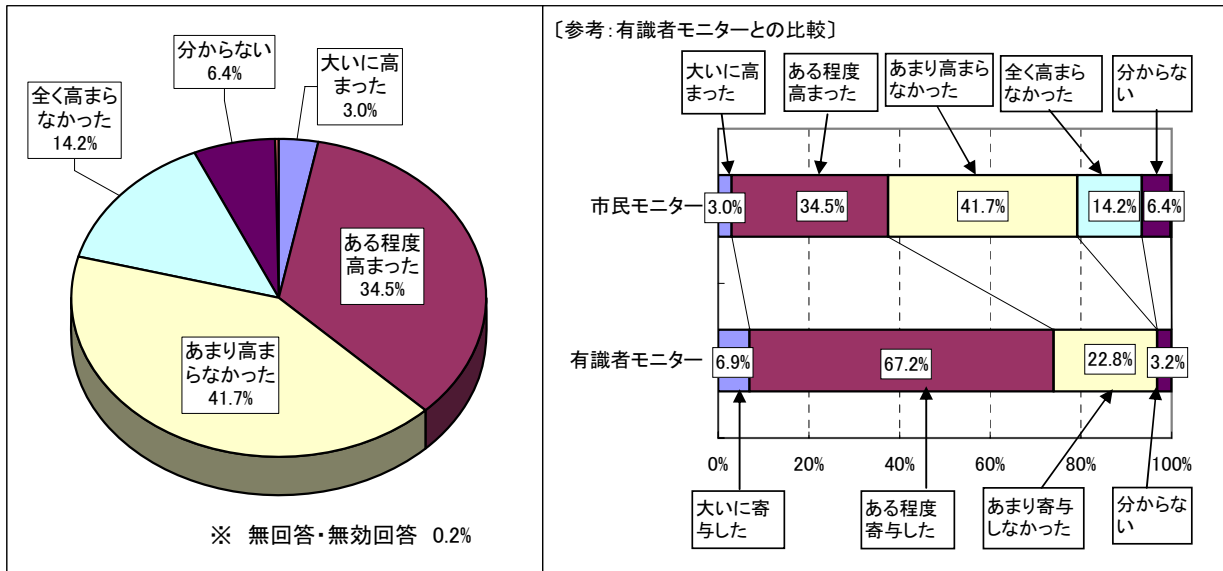
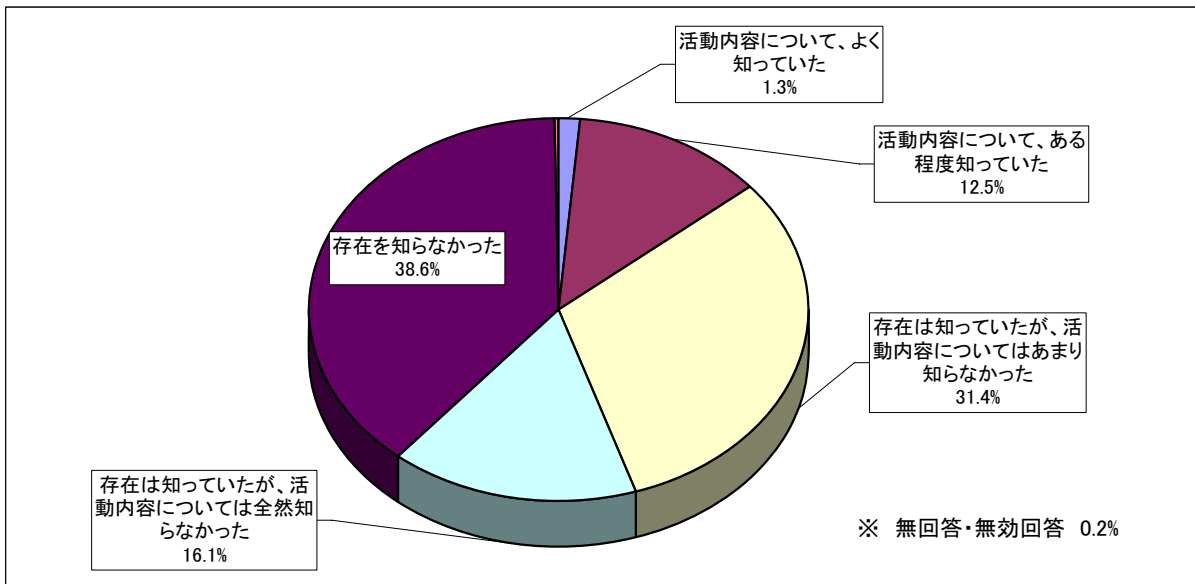


図13 倫理法・倫理規程によって、国家公務員に対する信頼は高まりましたか。



※有識者モニターに対する問は、「倫理法・倫理規程は、国家公務員に対する国民の信頼の維持・向上にどの程度寄与したと思いますか。」

図14 このアンケートが届く以前、倫理審査会が存在することについて、また、倫理審査会の活動内容について御存知でしたか。



【過去の調査結果との比較】

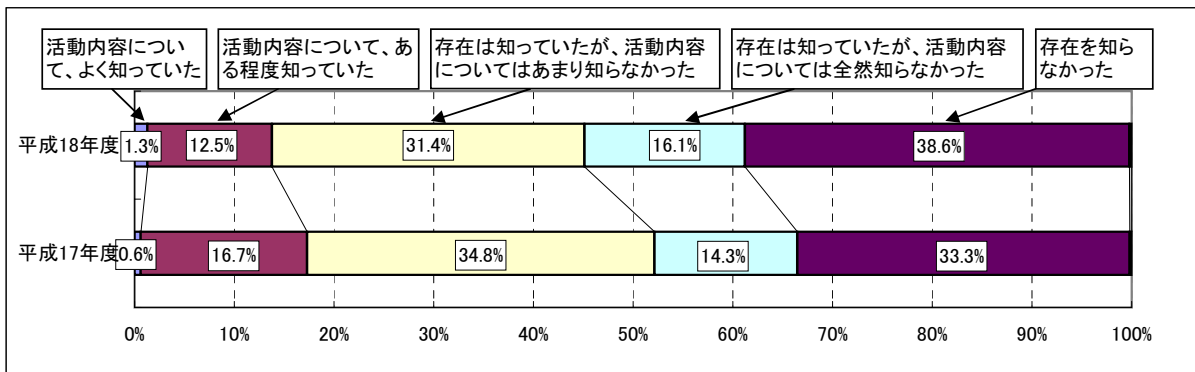
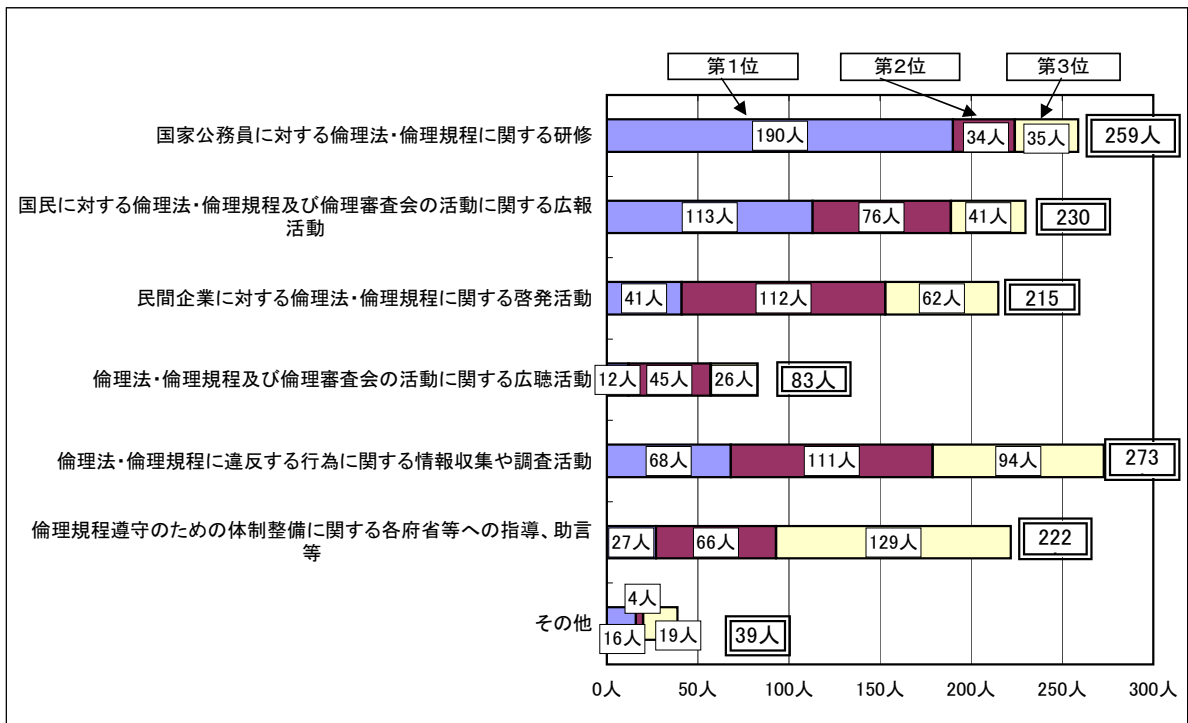


図15 倫理審査会の主な活動内容のうち、国家公務員の倫理保持の現状を踏まえると、現在、取組が不足している、あるいは更なる取組が求められると思うものはありますか。取組が必要だと思う順に3つ以内でお選びください。





② 公務員倫理モニター(有識者モニター)へのアンケート調査結果

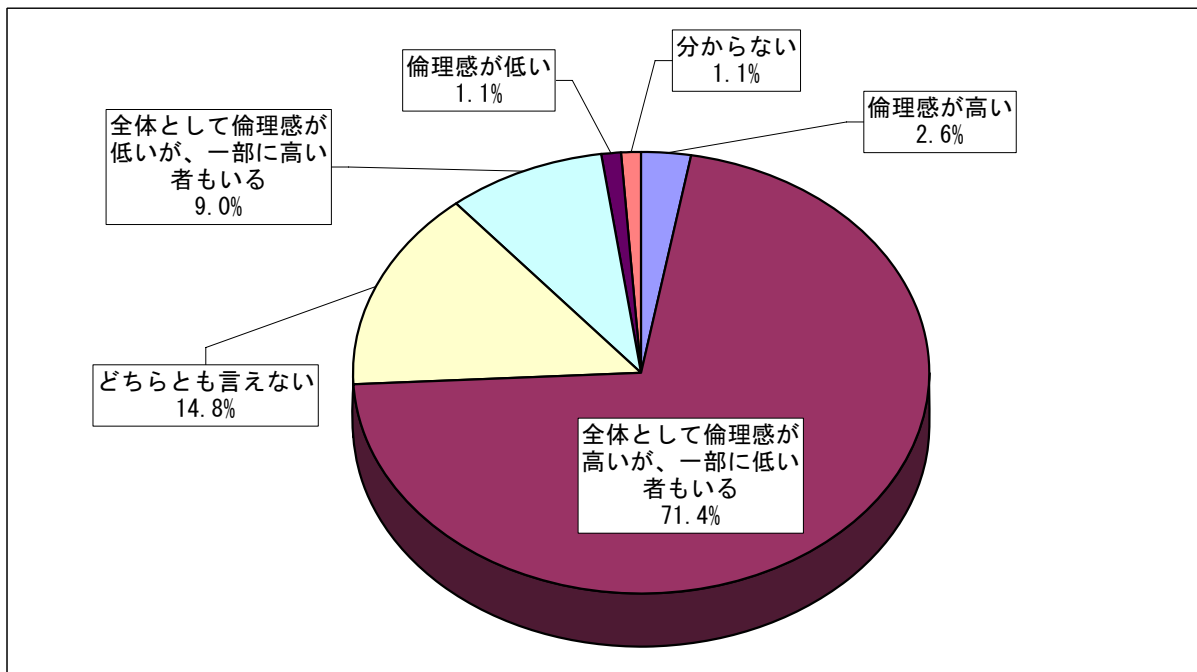
○調査対象 全国の各界有識者に委嘱している公務員倫理モニター200人

○調査時期 平成18年11月

○回答状況 回答者数189人 回答率94.5%

【倫理保持の状況について】

図1 国家公務員の倫理感について、現在、どのような印象をお持ちですか。



【参考:過去の調査結果との比較】

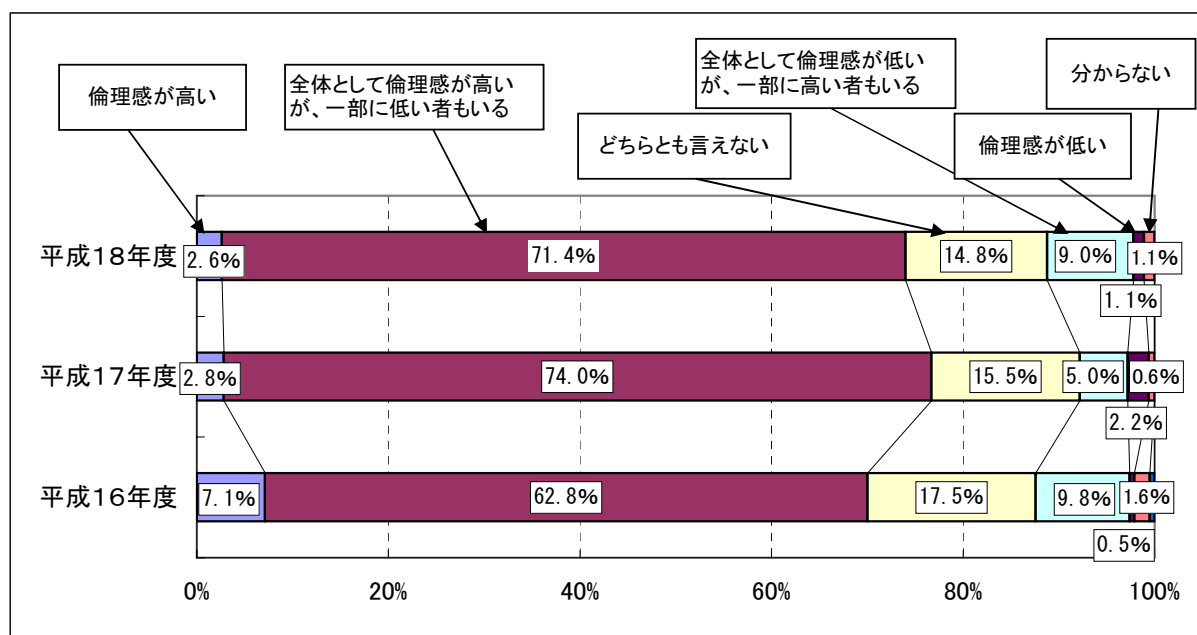
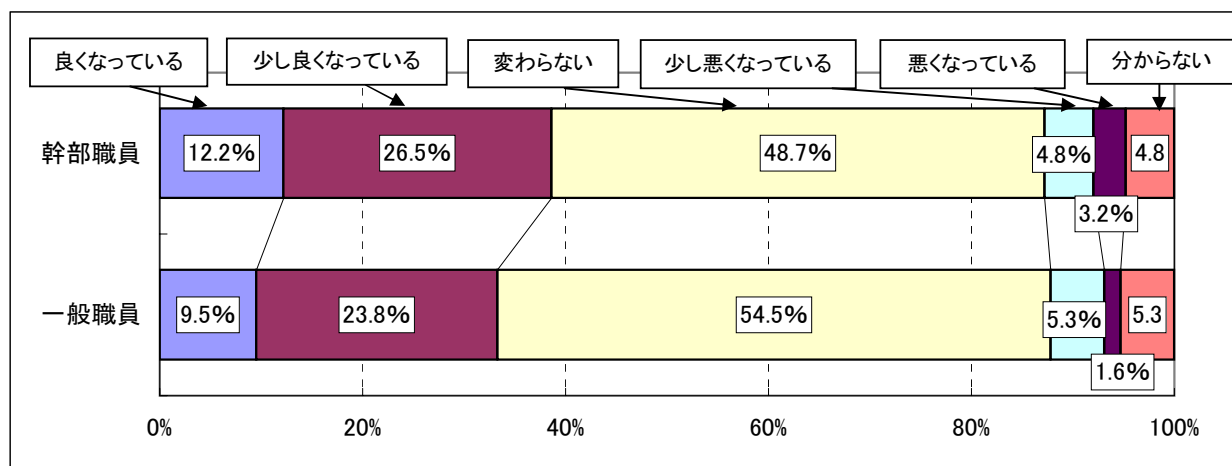


図2 過去1年ほどの国家公務員の倫理の保持の状況をどのように思いますか。  
幹部職員、一般職員のそれぞれについてお答えください。



〔参考：過去の調査結果との比較〕

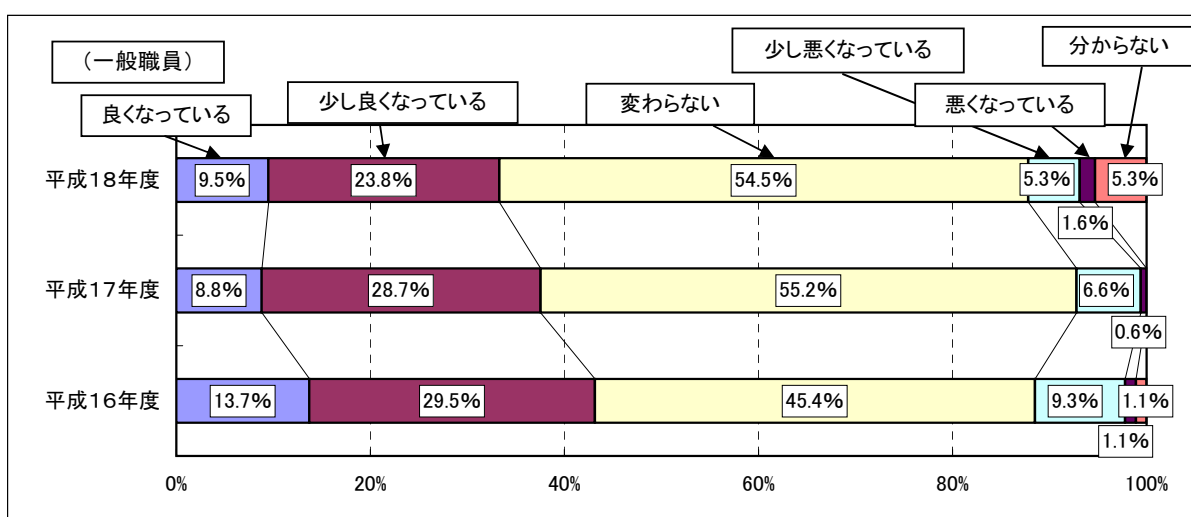
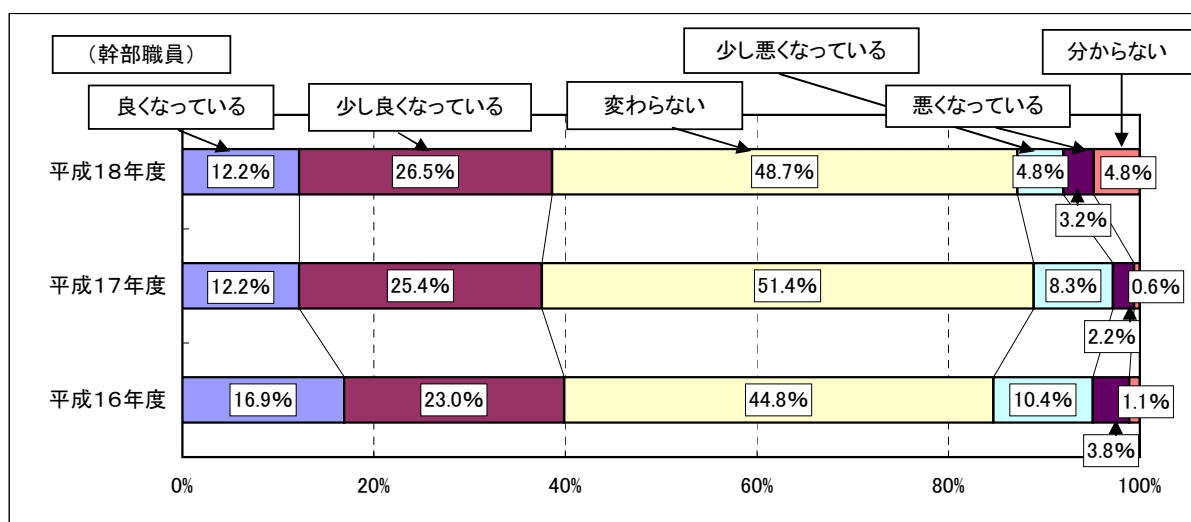


図3 倫理法・倫理規程によって、国家公務員の倫理意識が向上したと思いますか。

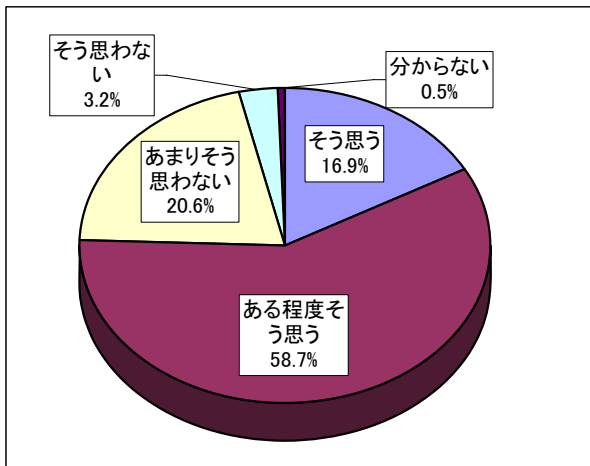


図4 倫理法・倫理規程によって、国家公務員が問題となる接待や贈与を受けなくなったと思いますか。

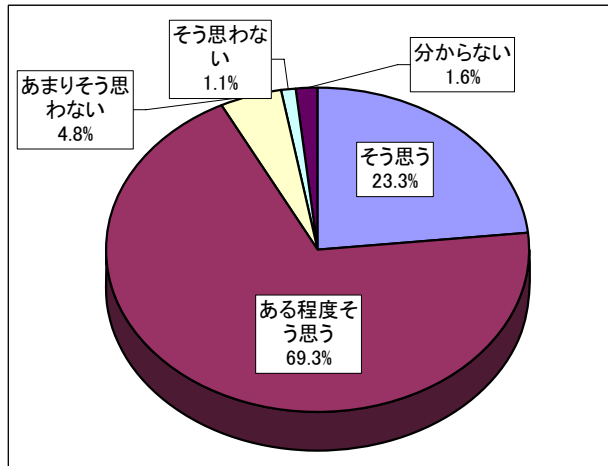


図5 倫理法・倫理規程によって、行政と民間企業等との間の情報収集、意見交換等は割り勘で行われるなど適切な形で行われるようになったと思いますか。

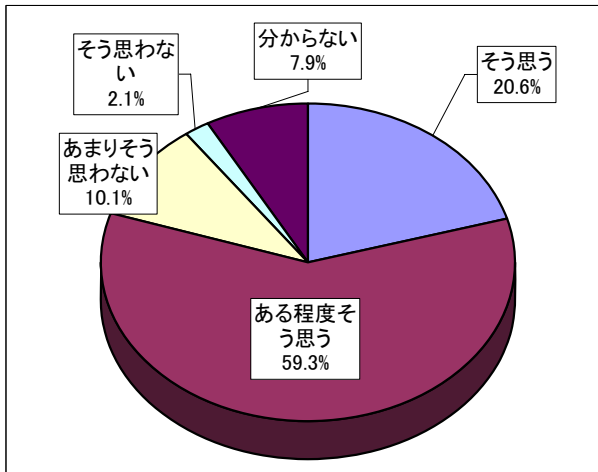


図6 倫理法・倫理規程によって、国家公務員が萎縮したと思いますか。

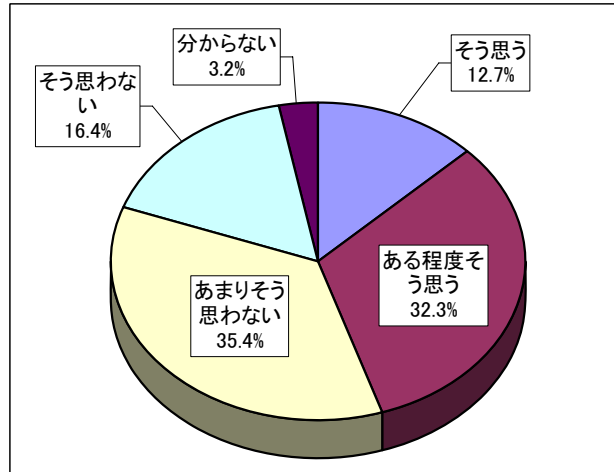


図7 倫理法・倫理規程によって、行政と民間企業等との間の情報収集、意見交換等に支障が生じたと思いますか。

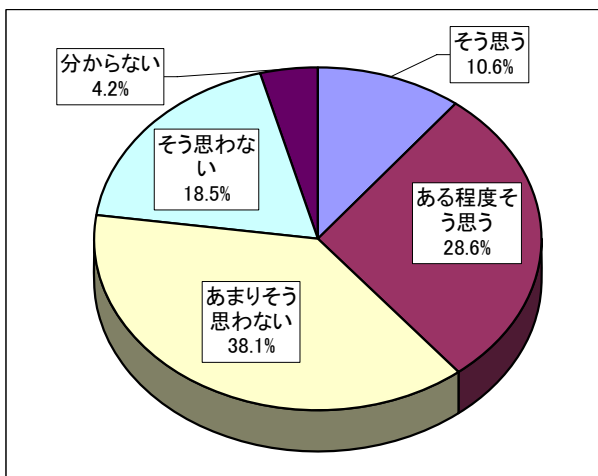


図8 倫理法・倫理規程によって、国家公務員との接触や交際が煩わしくなったと思いますか。

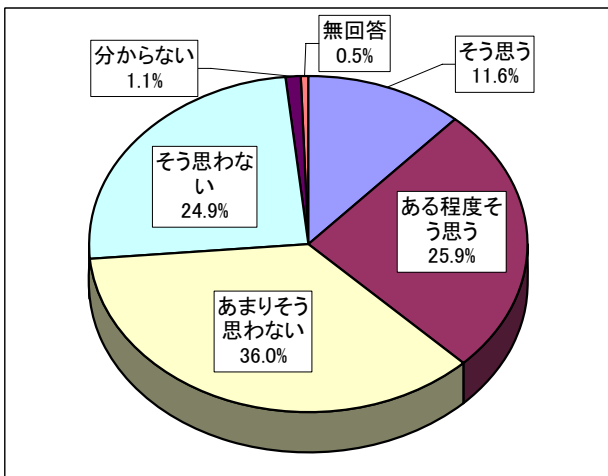


図9 倫理法・倫理規程は、国家公務員に対する国民の信頼の維持・向上にどの程度寄与したと思いますか。

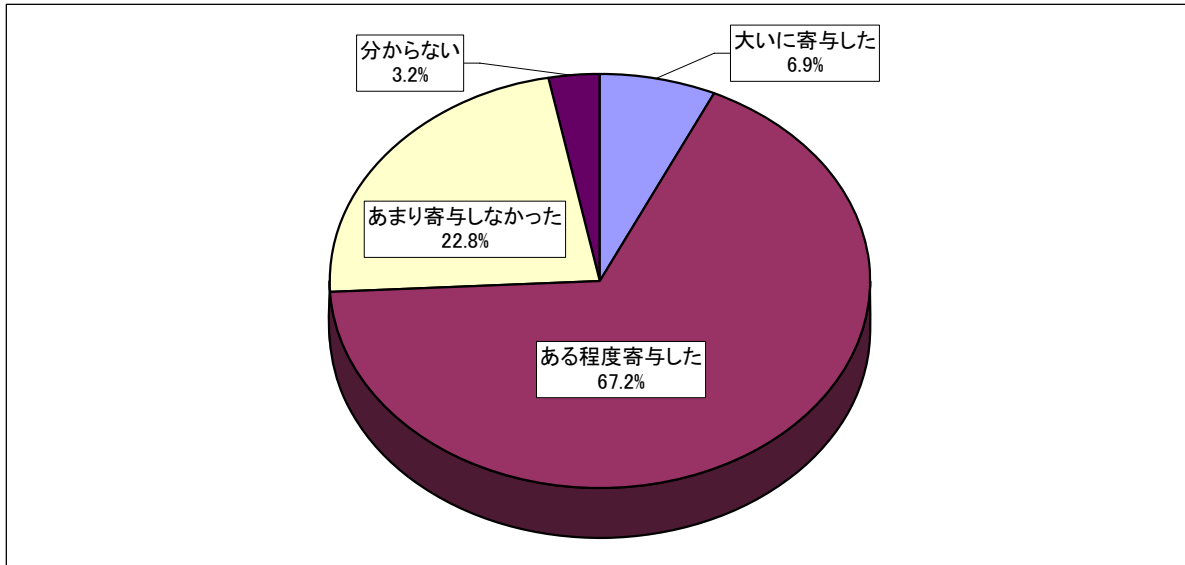


図10 国家公務員は、倫理行動規程に照らして適切に行動していると思いますか。

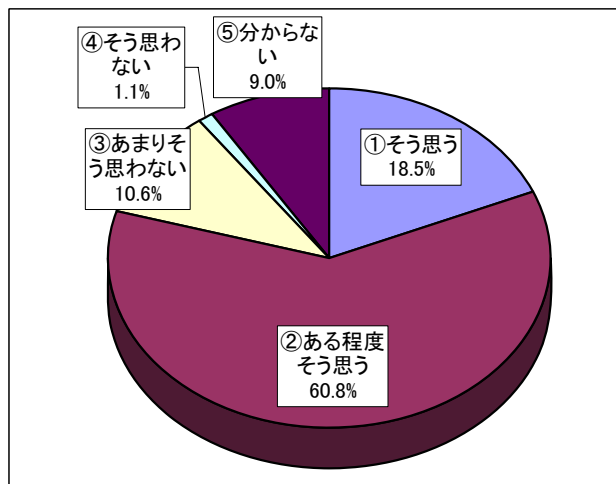
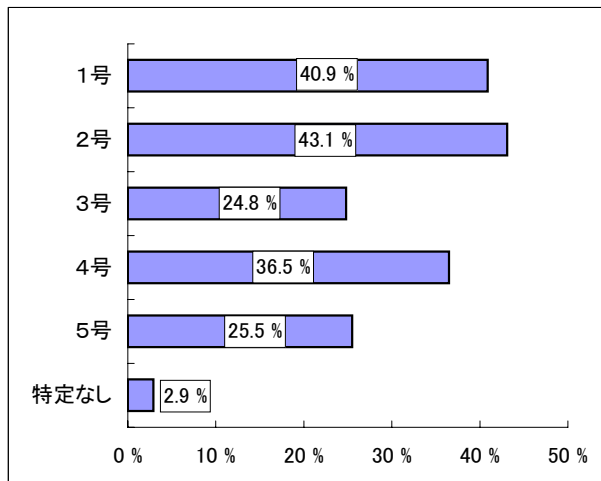
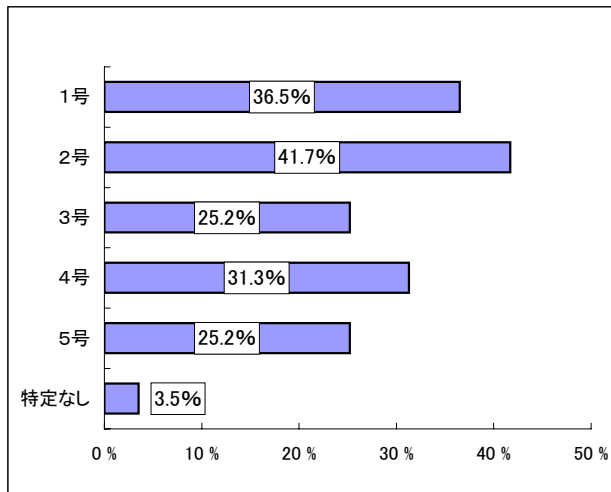


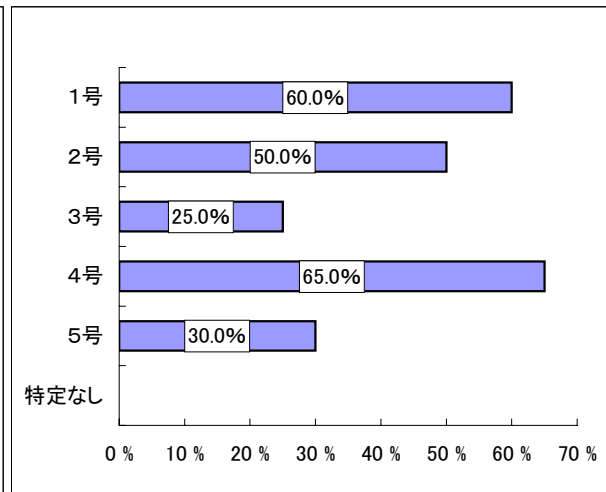
図11 前の問で②～④と回答された方にお聞きます。倫理行動規程の1号～5号のどの内容に照らして適切に行動できていないと思われるか番号でお答えください。(②～④選択者数：137人)



・②選択者(115人)の状況



・③選択者(20人)の状況



(参考)

倫理行動規準	
一	職員は、国民全体の奉仕者であり、国民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について国民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等国民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
二	職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
三	職員は、法律により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
四	職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
五	職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

図12 倫理規程に定められている行為規制(利害関係者から金銭・物品の贈与、飲食等の接待を受けること等の禁止)の将来的な在り方についてどう思いますか。

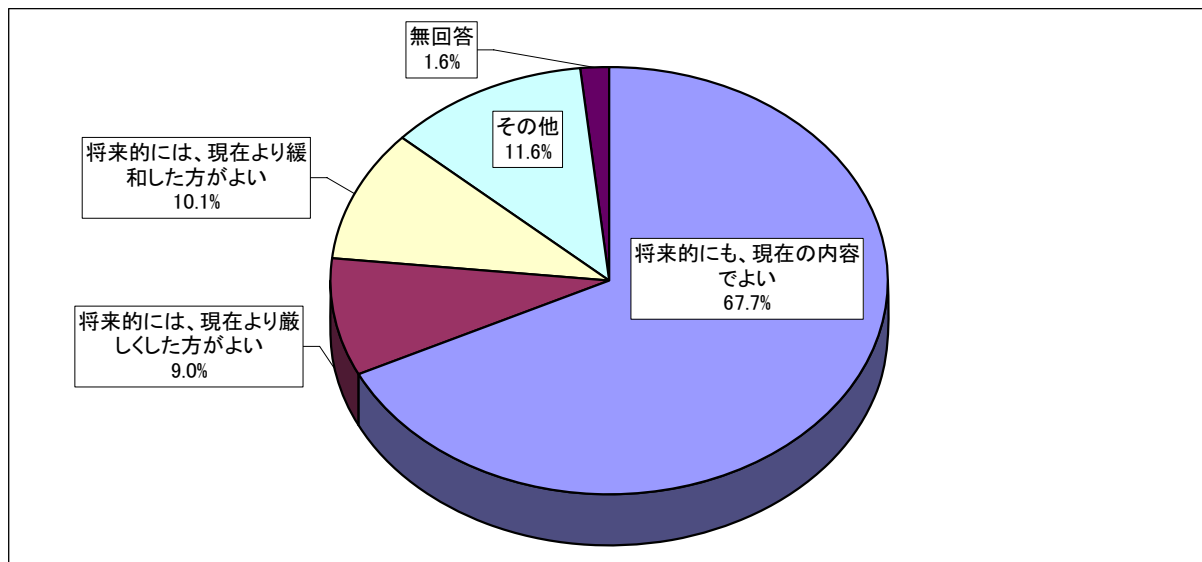
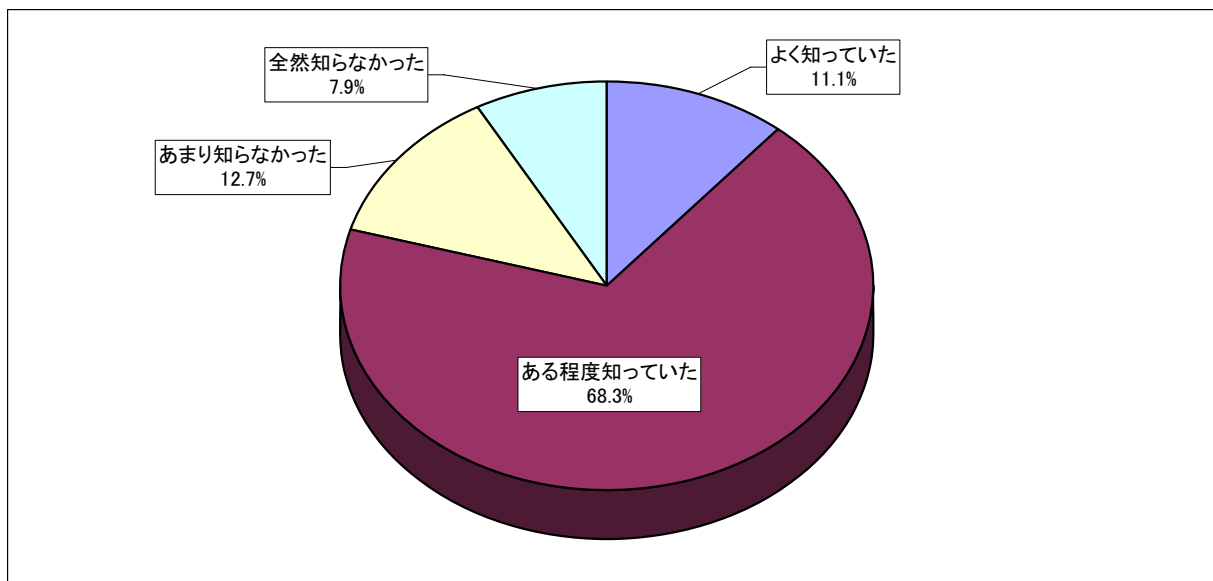


図13 このアンケートが届く以前、倫理法・倫理規程についてどの程度御存知でしたか。  
 (有効回答数: 63人(今年度初めてモニターになった者のみ回答))



[参考: 過去の調査結果との比較]

